

8 板都都第 1 4 2 号

東京都板橋区景観審議会

東京都板橋区景観条例第 9 条第 1 項に基づき、下記事項について、諮問する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

東京都板橋区長

坂 本 健
(公 印 省 略)

記

板橋区景観計画の変更について

理由 景観形成重点地区の候補地区及び景観重要公共施設（蓮根歩道橋）の追加に伴い、景観計画を一部変更するにあたり、意見を伺うものである。